

2018年11月15日

加盟店各位

株式会社日専連ホールディングス  
代表取締役社長 木村 哲夫

## 日専連加盟店規約の改定について

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、日専連カードのお取扱いに格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび弊社では、改正割賦販売法を踏まえ、2018年12月1日（土）付で日専連加盟店規約を改定することといたしました。主な改定内容を以下のとおりご案内いたしますので、ご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴店のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具

### 1. 改定の目的

今般、クレジットカード会社や加盟店様に適用される「割賦販売法」が改正され施行されました。この法改正では、クレジットカード取引のセキュリティ向上を目的に加盟店様に対し、クレジットカード番号等の適切な情報管理や不正利用防止のために必要な措置を講じていただく規定が追加されたことから、経済産業省より公表された「クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン」を踏まえ、加盟店様と弊社との間で締結する日専連加盟店規約を改定することとしました。

※ [日専連加盟店規約の全文はコチラ](#)

### 2. 主な改定内容

- 1) 加盟店様に対し、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」の最新版を、遵守していただく規定を追加しました。※ [実行計画の内容はコチラ](#)
  - ・・・第10条（カードの不正使用等）、第13条（カード番号等の適切管理措置）
- 2) 加盟店様がクレジットカード取引に関する業務を、第三者に委託する場合における委託先に対する管理規定を追加しました。
  - ・・・第14条（業務の委託基準）
- 3) 加盟店様において、クレジットカード番号等の漏洩等、又はクレジットカードの不正利用を防止するために必要な措置を講じていただくこと、及びこれらの事案が発生した際の対応等に関する規定を追加しました。
  - ・・・第23条（カード番号等の漏洩等の事故時の対応）、第24条（不正使用発生時の対応）

4) 加盟店様に対し、業務改善等のために必要な措置を講じていただくよう求めることができる規定を追加しました。

・・・**第 26 条（是正又は改善計画の策定と実施）**

5) 加盟店様が提示された IC クレジットカードを、IC 対応端末機以外の方法で処理した場合において、クレジットカード会員様より利用の覚えがないとの申し出を受けた場合の対応に関する規定を追加しました。・・・**第 29 条（不正使用被害の負担）**

以上